

熊本県立図書館協議会規則

平成 23 年 10 月 14 日教育委員会規則第 5 号

(目的)

第1条

この規則は、熊本県立図書館協議会設置条例(昭和 33 年 3 月 29 日条例第 15 号)第 5 条の規定に基づき、熊本県立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副会長)

第2条

協議会に副会長 1 名を置き、副会長は、委員の互選により選任する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第3条

協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条

協議会の庶務は、熊本県立図書館において処理する。

(雑則)

第5条

この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成 24 年 3 月 16 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。